

策定中の蒲郡市景観計画について

1 景観計画策定について

本市における景観まちづくりに関する取り組みは、蒲郡市の将来展望などの基本方針を示すとともに、各分野におけるまちづくりを実行していくための指針である「第四次蒲郡市総合計画」（以下、「総合計画」という。）にある都市景観に基づいて実施しています。

総合計画に示す取り組みの中で、これまで以下の取り組みを実施してきました。

①都市景観の形成

- ・屋外広告物の規制（愛知県条例）
- ・地区計画による良好な低層住宅地の形成など

②都市景観の整備

- ・蒲郡駅南土地地区画整理事業
- ・市内の施設を案内する公的サイン整備事業
- ・緑化事業助成など

これら以外の取り組みで実施に至っていないものとして、景観計画の策定と景観条例の制定があります。

総合計画では、都市景観の施策が目指す蒲郡市の将来の姿として以下の2点を掲げています。

- ・ 三河湾や山なみの自然の中で、良好な都市景観がゆとりとうるおいを与えてくれます。
- ・ 市民と企業、行政が協力し、地区の特色を活かした景観形成に取り組んでいます。

都市景観が目指す将来の姿を実現するために、

現在、景観法（平成16年施行）に基づく「景観計画の策定」と「景観条例の制定」に向けた事業に着手しています。

なお、景観法の規定により、本市にあっては愛知県が景観行政団体となっていました。景観法に基づく景観計画である法定計画を策定するために、愛知県と協議を行い平成29年6月20日に愛知県から蒲郡市へ景観行政団体に移行をしています。

景観計画は、政府が平成28年3月30日に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年までに主要な観光地で計画を策定するとしており、本市においてはその「主要な観光地」のひとつに位置づけられています。今後、全国的に景観計画の策定が進んでいくことが想定されます。

2 景観計画と景観条例

景観条例の制定は、景観計画で定める事項に実行力を伴わせるために必要となるものです。具体的には、景観法の規定によりその実行力が確保される事項と、景観法が各市町の景観条例に委任している事項があるため、景観計画を法定計画として運用するためには、景観条例の制定が必要になってきます。

3 景観計画に定める必須事項

- (1) 景観計画の区域
- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

4 蒲郡市の景観特性及び市民意識調査

蒲郡市における都市景観は、竹島をはじめとした自然環境に恵まれた景観や、海と山に囲まれた自然地形と市街地が調和した都市景観があり、これらは他の市町村にはあまり見られない本市特有のものです。こういった都市景観を形成してきたのは、三河湾国定公園の指定により、多くの自然環境が保全され続けてきたことも要因のひとつです。

景観計画の策定を進める中で、本市の景観について改めて検証・把握を行っています。その中では、アンケートによる市民意識調査と景観写真の募集も合わせて実施して、蒲郡市民が大切にしたい景観や課題とする内容などを把握しながら、計画が示す方向性や内容の検討を進めてきました。



5 市民意識を踏まえた分析結果（概要）

市民意識調査の結果、82.6%の市民が景観に関心があり、蒲郡市全体の景観に対する満足度としては58.4%の割合で満足していることが分かりました。

「残していきたいがまごおりの景観」というテーマで募集した景観写真については、本市の眺望景観を捉えたものを中心に141枚の写真をいただきました。

このことから現状の景観に対して、一定の評価を得ていることが分かります。

こういった評価が得られる要因を分析する上で、「広い視点の景観」と「地区レベルで見た景観」に分けて評価をしました。

広い視点の景観については、海と山に囲まれた本市特有の自然地形をはじめ、動きのある海岸線のラインとコンパクトにまとまった市街地とで織り成し、調和した都市景観が存在します。

その一方、こういった景観を形成する要素でもある各地区に存在する地区レベルの景観においては、以下のような課題や特性が考えられます。

- ・景観を阻害する要因があり魅力的ではない地区
- ・地元地域自らが取り組んで形成された景観
- ・市街地整備によって形成されてきた景観

(1) 広い視点で見た景観特性

蒲郡市全体の景観について魅力的だと感じているものは、次のものが多くあげられています。

- ・高台から見た三河湾とまちなみ
- ・海岸線
- ・五井山や遠望峰山などの山なみ
- ・みかん畑や田園

これらは、募集した景観写真の中にも多く含まれていました。

広い視点で見た眺望景観は、以下のような条件が市内各所に存在していることが景観を形成している要素であり、市民が感じている魅力的な景観として現れていると考えられます。



(2) 地区レベルで見た景観特性

海岸線で魅力的であるとの回答に対して、特に思い浮かぶ場所としては次のものが多くあげられました。

- ・竹島地区周辺
- ・ラグーナ蒲郡地区周辺
- ・西浦地区周辺

観光地の景観として魅力であると感じる地区についても以下の2地区があげられました。

- ・ラグーナ蒲郡地区
- ・蒲郡温泉地区（竹島地区）

これに対して、魅力的ではない地区は以下の2地区があげられました。

- ・三谷温泉地区
- ・形原温泉地区

将来へ残していきたい景観では、竹島地区周辺の景観が最も多く、今後も大切にしたい「建造物」や「樹木」では蒲郡クラシックホテルと竹島橋が多く、竹島周辺の景観に対して市民の関心や愛着があることが改めて分かりました。

評価が良好ではない地区と合わせて、市民が暮らす地域の景観についても評価が良好ではない結果でした。その要因としては、主に環境美化に関するものが多くあげられており、これらに対しては、「市が取り組むべき景観づくり」と「今後、参加してみたい景観づくり」のいずれにも関係しており、環境美化活動や景観に対する意識を高める必要性があると認識されています。

このように地区レベルの景観について、観光地では、景観の向上に取り組むことで魅力を高めていくことも必要です。また、地元地域との協働により進めることも大切です。

地区レベルの景観に関しては、市民意識調査では捉えられなかった地域においても、地元地域自らの取り組みにより、拾石川や春日山などで良好な景観が形成されているなどの景観特性が存在しています。

(3) 景観のルールづくりについて

市民意識調査では、景観のルールづくりについても把握をしました。

結果としては、ルールづくりの必要性は高く、市の全域は緩やかなルールを設け、景観上重要な地区はきめ細やかなルールを設けるべきという回答が最も多くありました。

6 景観計画区域と景観形成方針

(1) 景観計画区域

本市の景観特性や市民意識を踏まえて、景観計画区域は市域全域を対象とします。

この計画区域内で、本市特有の市民が残していきたい眺望景観を維持保全するために、必要な事項を計画書に定めて景観まちづくりのベースを作った上で、景観行政の取り組みをステップアップしていく考えです。

(2) 将来の景観像

蒲郡市景観計画策定委員会の意見をいただきながら現在、案を検討しています。

(3) 景観の形成方針

景観形成の方針として以下の4つの方針案を検討しました。また、景観計画区域を市域全域としていますが、6つの景観ゾーンに分けてゾーン毎の考えを景観形成方針として示しています。

■景観形成の方針

【方針①】豊かな自然環境と調和した景観づくり

- ・北部に広がる山なみや、雄大な三河湾に代表される本市の自然環境は、豊かで恵まれた地域資産です。この豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境と調和した景観づくりを進めます。

【方針②】地域に息づく景観を継承する景観づくり

- ・本市の豊かな自然の中で、日々の暮らしとともに築かれてきた景観には貴重な地域性が表れています。沿岸部や山間部に広がる暮らしや生業とともに形成されたこれらの景観を守り、将来へ継承していく景観づくりを進めます。

【方針③】豊富な景観資源・地形を活用した魅力を引き出す景観づくり

- ・本市の景観特性に応じた景観形成を図ることで、地域の景観資源を活かした個性あふれる景観づくりを進めます。特に、まちなかの公共空間や身近な居住空間などについては、景観資源や地形を活用することで、潤いやゆとりを生み出し、市民が愛着を持てる景観づくりを進めます。

【方針④】人々の景観づくりの心を育てる取組み

- ・景観は長い年月を経て形成されるものであり、行政の取組だけではなく、その場に暮らす人々の協力や地道な取り組みが不可欠です。市民の身近な景観への関心を高める取組を進めます。また、市民・企業・行政が一体となって、景観づくりをともに進めていく体制を構築します。

